

近代大阪における保税制度の導入

— 倉庫不足への対応をめぐって —

佐藤 秀昭

大阪大学准教授

I 本報告の課題

本報告の課題は、明治・大正期の日本における保税倉庫制度の実現には、官民の協働が必要であった事実を、数名の官吏・企業家の活動に焦点を当てながら示すことである。明治 30 (1897) 年に制定された保税倉庫法は日本における保税制度を法的な面から整備した。しかし、保税制度の運用面では、同法の制定当初から倉庫不足という問題が生じていた。この保税倉庫不足に対し、横浜税関長・大蔵省主税局長等を歴任した目賀田種太郎、第一次桂太郎内閣の大蔵大臣であった曾禰荒助といった官吏や、住友倉庫の山本五郎といった民間の企業家が適切に対応した。本報告では、保税制度の分析に当たっては、法制度や利用実績（入出庫高など）だけではなく、企業家に注目した分析が必要になるであろうことを強調した。

本報告の内容は、公刊された論文である佐藤 (2022) に基づいている。

本稿は、大会報告の概要を掲載するという目的に沿って、以下のように構成される。第Ⅱ節では本報告の主題である保税倉庫の特徴とその研究史について、佐藤 (2022) から抜粋する形で概要を示す。第Ⅲ節では本報告の結論を 3 点に絞って示す。そして第Ⅳ節では、本報告を踏まえて行われた質疑応答の内容を示す。

II 保税倉庫の特徴と研究史

保税倉庫とは、関税法（明治 32 年 3 月 13 日法律第 61 号）第 29 条ノ 2 において定められた保税地域の一様である。当時の保税地域には、税関構内、保税倉庫、税関仮置場などが含まれる。このうち保税倉庫は、明治 30 (1897) 年 3 月に制定された保税倉庫法第 1 条において、「輸入手数未済の貨物を蔵置する所」と定められた施設であった。

保税倉庫の特徴は、同庫に蔵置された貨物について、「其の蔵置中は輸入したるものと看做さ

ず」(保税倉庫法第2条)と定められている点にある。例えば、小林(1911)は、明治44(1911)年出版の『関税論』において、保税倉庫の特色を次のように述べている。すなわち保税倉庫では、「輸入税未済のまま貨物を保管する」ことで、その利用者が「商況を観察し、或は税金を納めて内地に輸入販売し、或は其まま他の地方に移し、若くは其まま海外に再輸出を試みる等、己が欲するまま、任意に貨物を処分し得」る(199-201頁)。

明治・大正期における私設保税倉庫の役割に注目した先行研究としては、石井(1984)による引取商に関する分析や、稲吉(2014)や小西(1995)など、海港の行政史に関する研究がある。石井(1984)は、日本の商人の保税制度の利用の不足、関税支払いの外国商人に対する依存を評して、日本の商人は貿易商人として「未熟」であったと述べている(393頁)。稲吉(2014)は、保税倉庫法の制定当初は官設保税倉庫を賄いきれず、「1900年代までの門司港には東神倉庫が保有する倉庫4棟のみしかなく、しかも税関はその一部を借りて保税倉庫としている有様であった」ことを述べる(191頁)。また、小西(1995)は、関税自主権の回復後における輸入貨物の増大に対応するために、私設保税倉庫が次々と設立され、「ついには私設倉庫が官設倉庫を量的に圧倒するようになっていった」ことを示している(181頁)。さらに小西(1995)は、明治37(1904)年以降には「特派官吏1人に特許手数料として毎月25円が徴収され」るようになったことを例に挙げ(181頁)、税関では私設保税倉庫の存在を前提としたインフラ整備が進められたことが指摘されている。したがって、日本の保税倉庫制度の実現には、保税倉庫法の制定だけではなく、関税当局と民間の倉庫会社の協働が必要であった可能性が示唆されているのである。

そこで本報告では、保税倉庫法の制定・運用に重要な影響を与えた官吏と、民間倉庫会社の経営者の立場から保税制度の普及に尽力した企業家に注目して、当該制度に関わる官民協働の一側面を捉えたい。本稿が用いる史料は、アジア歴史資料センター(Japan Center for Asian Historical Records)所蔵史料と、住友史料館所蔵史料である(各史料の詳細については、佐藤(2022)に詳述)。

Ⅲ 本報告の結論

本報告で明らかにしたことは以下の3点である。

第一に、保税倉庫法は日本の関税自主権を回復するための過程において制定されたが、当時の大蔵省主税局長であった目賀田種太郎は、法律の制定当初から将来の倉庫不足を予見し、その対策として民間の倉庫会社との協働を提案していた。また、民間倉庫会社を保税制度に組み込むメリットは、倉庫不足への対応だけではなかった。税関は、民間倉庫会社から一定の手数料を徴収することで、税関内における貨物の保管環境を改善する費用を賄うことができた。当時の大蔵大臣であった曾禰荒助は、倉庫会社による保税倉庫業を登録制として、その申請を特許する代わりに、特許手数料を徴収し監吏の人件費に当てるというアイデアを実現させた。

第二に、保税倉庫法は、かつての借庫規定のように「英国の保税倉庫制度の直輸入」をするだけでなく、日本の商慣習に照らして無理のない法律を、諸外国の「保税倉庫法を参酌」しなが

ら制定・改正していく必要があった（津村，1919，471頁）。本報告は，外国の法制度を参酌した上で，日本の現実に合わせて現地化した具体的な内容として，大蔵省が各国比較の結果として，関税法上の輸入の定義と，関税を計測するタイミングの類型を調査した記録を明らかにした。大蔵省は昭和2（1927）年4月1日法律第44号の改正保税倉庫法において，貨物に対する関税を計測するタイミングを庫入れ時点から庫出し時点に変更し（庫入課税主義から庫出課税主義への転換），江戸期以来の取引慣習を大きく変化させたことを確かめた。

第三に，民間倉庫会社における保税倉庫業の実践においては，欧米留学・派遣の先駆的な人々の存在が寄与していたことを明らかにした。本報告では住友倉庫の山本五郎（大正12年には同社支配人となる）を事例として，彼が自社の既存の営業規則とは別に，保税倉庫業のための営業規則を作成し，大蔵省から保税倉庫業の認可を得た様子を示した。山本は明治40（1907）年に，住友倉庫としては初めて，諸外国の倉庫業の実情の調査のために派遣された職員であった。各倉庫会社の保税倉庫業の実績を，所轄税関別かつ倉庫会社別に比較した時，大阪税関が所轄する住友倉庫は，大正14（1925）年中の入庫高で測って，最も多額の貨物を受け入れていた。その翌年にあたる昭和元年，山本は倉庫業界の研究会において講演し，保税倉庫業の意義を啓蒙していた。山本はこの後もいわゆるフリーポート，自由港の推進論者として倉庫業界に影響を与えることになった。そのような活動は，保税倉庫業の営業規則の作成や，3年間にわたる欧米派遣の経験が，山本の価値観に色濃く根付いていたからではないかと本報告は推察した。

これら3点の内容から，本報告は，明治・大正期の日本における保税倉庫制度の実現には，官民の協働が必要であった事実を，数名の官吏・企業家の活動に焦点を当てながら示した。

IV 質疑応答

本報告を踏まえて，コメンテーター，フロアの皆様から貴重な質疑・コメントをいただいた。

まず，神戸大学の西村成弘先生からは，本報告の内容はかつて外商が握っていた各種の利権を，日本が奪う，取り返していく過程と捉えることができるのではないかとご指摘いただいた上で，その過程全体において，保税倉庫業がどのような役割を担っていたのかというご質問をいただいた。報告者は，保税制度の整備に対して外商からどのような反発があったのか，保税制度の整備が日本の関税自主権の回復の過程全体においてどの程度の位置付けであったのかを明らかにすることは今後の課題としたいとご回答した。

また，大阪商業大学の谷内正往先生から，大阪湾一帯の住友倉庫をみて，当初から経営的見通しがあったのか，また，倉庫業界としては保税倉庫業についてどのような対応をしていたのかというご質問をいただいた。報告者は，住友が他社に先立って好立地の倉庫を構えたのは，保税倉庫業を見通したためではなく，あくまでも並合業と呼ばれる動産担保金融の担保の保管場所を確保していった結果であること，また，昭和2（1927）年の保税倉庫法改正は，倉庫連合会の要望が通った形であったことをご回答した。

そして、明治大学の佐々木聡先生からは、法制的制定・運用にあたっては、それぞれの時期に発揮されるべき企業家能力が異なるのではないかというご指摘をいただき、さらに、その意味では輸入品を鑑定し関税の金額の参考情報を提供していた税関の鑑定役の役割は、一種の企業家的な活動であったのではないかというコメントをいただいた。報告者は、このご指摘に全面的に同意した上で、例えば鑑定役は、不利な制度の中で耐える（客体的条件・環境が遅れているところで、主体的条件・個人の成長で耐える）という企業家活動を行ったのであり、目賀田や曾禰は、制度自体を作るといふ企業家活動を行い、山本五郎は客体的条件が整った後に、制度の運用面で企業家活動を行ったと整理できるのではないかとご回答した。

質疑応答を通じて、本研究の課題が明らかとなった。幕末期の税関手続き、鑑定役の素性と企業家的な活動実績、外商の抵抗の実態などをさらにサーベイした上で、明治期以降の保税制度の整備が日本の関税自主権の回復過程においてどのように位置づけられるのかを評価する必要がある。また、住友倉庫以外の民間倉庫会社がいかにして保税倉庫業に参入していったのかについて明らかにする必要があるが、これらは次稿以降の課題としたい。

参考文献

- 石井寛治（1984）『近代日本とイギリス資本—ジャーディン＝マセソン商会を中心に—』東京大学出版会。
- 稲吉晃（2014）『海港の政治史—明治から戦後へ—』名古屋大学出版会。
- 小西砂千夫（1995）「わが国の保税行政の歴史的展開」森泰博編『物流史の研究—近世・近代の物流の諸断面—』御茶の水書房。
- 小林行昌（1911）『関税論』早稲田大学出版部。
- 佐藤秀昭（2022）「明治・大正期の保税倉庫をめぐる官民協働」『法と経営研究』第5号，55-84頁。
- 津村秀松（1919）『商業政策』東京宝文館。